

省エネ基準の改正について

沖縄公庫融資住宅基準集の省エネ基準は、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年 法律第53号）」（以下、建築物省エネ法という）及び「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年 法律第81号）」（以下、品確法という）に基づき制定運用していますが、このたび、両法の省令改正に伴い、「Ⅲ. 長寿社会対応住宅基準の概要等」の「3.省エネ住宅及びサービス付き高齢者向け住宅に係る基準」の中の、「断熱構造」に係る基準について令和2年4月以降に借入申込みを頂くものから、新基準の適用を予定しています。

今回改正の主たる内容は、建築物省エネ法の「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」と品確法の「評価方法基準」の改正に伴うものです。具体的には、建築物エネルギー消費性能基準及び断熱等性能等級4における冷房期の平均日射熱取得率が従来の「3.2」から「6.7」へと改められました。

☆省エネ住宅の断熱構造の基準は、住宅の規模にかかわらず、下表の①又は②のいずれかの措置を講じたものにしなければなりません。（沖縄公庫融資住宅基準集 P25～P26 参照）

令和2年4月1日～（改正後）

- ① 建築物エネルギー消費性能基準を満たすこと
- ② 断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4以上の基準に適合していること

（注）①、②とも表現は改正前と同じですが、建築物エネルギー消費性能基準および断熱等性能等級4における冷房期の平均日射熱取得率が「3.2」から「6.7」へと改められました。

※建築物エネルギー消費性能基準は、建築物省エネ法に基づき届出義務が課される300㎡以上の中規模建築物に平成29年4月1日から適用されている基準ですが、省エネ賃貸住宅融資においては、300㎡未満の住宅にも適用されています。

※サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資において300㎡未満の建物を建築する場合、「建築物エネルギー消費性能基準を満たすこと」または「断熱等性能等級3以上」または「一次エネルギー消費量等級4以上」の基準に適合していることが求められます。また、300㎡以上の場合には建築物省エネ法に基づき届出義務が課されるため、「建築物エネルギー消費性能基準」を満たすことが求められます。

※上記②の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4とは、品確法に基づく評価方法基準のことをいいます。



〒900-8520 那覇市おもろまち1-2-26
融資第三部 住宅融資班
TEL. 098-941-1850 FAX. 098-941-1915